

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

5. 環境・食料・消費者施策

(2) 消費者教育の推進

- ①特殊詐欺や悪徳商法の被害低減
- ②学校現場や成人年齢が18歳に引き下げられることに対する新成人に向けた情報提供や啓発
- ③消費者庁の「倫理的消費」調査研究会の取りまとめが2017年4月に公表されており、倫理的な消費者行動を促す消費者教育や、雇用・労働を含む人や社会に配慮した消費行動（エシカル消費）の推進

上記3点の事項など、昨今の社会情勢のなかで消費者教育の重要性は増している。また、接客業従事者と消費者との健全なコミュニケーションにもとづく消費活動を促すためにも、消費者教育の果たす役割は大きい。

このような社会情勢を鑑み、大阪府での消費者教育の取り組みを推進するためにも、消費者教育の推進に関する法律第20条1項に規定される「消費者教育推進地域協議会」または消費者保護審議会などの中の消費者教育推進のための専門部会を早急に設置すること。設置に当たっては、消費者団体、事業団体、教育機関、労働者団体、警察などと連携し、効果的な取り組みを実践すること。さらに、大阪府内市町村に対しても情報提供を行い、同様の会議体の設置を求めること。

(回答)

特殊詐欺の被害低減については、金融機関やコンビニエンスストア等と連携し、窓口やATMにおいて声掛け等を行う水際対策、主な被害者層である高齢者が多く集まる老人会や町内会の会合等における防犯教室、高齢者の子や孫に対する高齢者を守るための予防策の働き掛け等を行うとともに、民間会社に業務委託した「おおさか特殊詐欺被害防止コールセンター」による高齢者等に対する注意喚起を実施しています。

また、地域住民の自主防犯行動を促すため、安まちメールやツイッター、Yahoo! 防災速報によるタイムリーな情報発信を実施するとともに、自治体やマスメディア、企業とも連携を図り、幅広い被害防止の広報啓発を行っています。

(回答部局課名)

大阪府警察本部

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

5. 環境・食料・消費者施策

(2) 消費者教育の推進

①特殊詐欺や悪徳商法の被害低減

②学校現場や成人年齢が18歳に引き下げられることに対する新成人に向けた情報提供や啓発

③消費者庁の「倫理的消費」調査研究会の取りまとめが2017年4月に公表されており、倫理的な消費者行動を促す消費者教育や、雇用・労働を含む人や社会に配慮した消費行動（エシカル消費）の推進

上記3点の事項など、昨今の社会情勢のなかで消費者教育の重要性は増している。また、接客業従事者と消費者との健全なコミュニケーションにもとづく消費活動を促すためにも、消費者教育の果たす役割は大きい。

このような社会情勢を鑑み、大阪府での消費者教育の取り組みを推進するためにも、消費者教育の推進に関する法律第20条1項に規定される「消費者教育推進地域協議会」または消費者保護審議会などの中の消費者教育推進のための専門部会を早急に設置すること。設置に当たっては、消費者団体、事業団体、教育機関、労働者団体、警察などと連携し、効果的な取り組みを実践すること。さらに、大阪府内市町村に対しても情報提供を行い、同様の会議体の設置を求めること。

(回答)

大阪府では、悪質商法による消費者被害を防止し、消費者の自立を支援するため、講演会、講座、イベントの実施や、各種啓発資料やウェブページ、メールマガジンなどさまざまな媒体を通じて府民に情報提供・広報を行っています。

悪徳商法の被害低減に関しては、福祉部や警察本部等と連携し、高齢者、障がい者等の特に配慮を要する消費者の被害を未然防止、拡大防止するため、悪質な事業者から高齢者を守るための気づきのポイントをまとめた見守り者向けのハンドブックを作成し、介護や社会福祉等の事業者団体等に配布するとともに、見守り・支援者から要請があった場合に、被害の多い悪質商法の手口と対策、見守りや気づきのポイントなどをわかりやすく説明する講師を派遣するなど、見守り者の人材育成や地域における高齢者等の見守りネットワークの強化に取り組んでいます。

若年者への情報提供や啓発に関しては、2022年4月1日の成年年齢引下げの改正民法施行を見据え、消費者教育の一層の推進が喫緊の課題であると認識し、すべての高等学校等において実践的な消費者教育を推進できるよう、

平成 28 年度に教育庁と連携して、高校生向け消費者教育教材「めざそう！消費者市民」を作成し、府内のすべての高等学校等に配布しました。平成 29 年度からは、教育庁の推薦を受けた府立高等学校を「消費者教育推進モデル校」として指定し、本教材を活用した「モデル授業」を実施するとともに、授業の成果や課題等を取りまとめた「実践事例集」を作成し、府内すべての高等学校等に配布するなど、取組を進めています。また、啓発リーフレットの作成や啓発イベント等の実施等により、情報発信や啓発に努めているところです。

消費者庁の「倫理的消費」調査研究会の取りまとめでは、倫理的な消費として、地産地消や、障がい者支援につながる商品、環境に配慮した商品、フェアトレード商品等の消費が事例としてあげられ、持続可能性の観点から喫緊の社会的課題が多く取り上げられています。消費生活センターでは、関連部署と連携を図りながらその推進を図っているところです。

こうした状況の中、大阪府では、平成 30 年 9 月に、「大阪府消費者教育推進地域協議会設置要綱」を定め、消費者教育推進地域協議会を既に設置しています。同協議会設置要綱第 3 条では、「協議会の委員は、大阪府消費者保護審議会の委員がこれを兼ねる」としており、消費者教育に関する専門家を含めた学識経験者、消費者団体及び、事業者団体により構成される同協議会において、消費者教育に関する情報交換や意見交換を行うとともに、教育関係者、市町村等関係機関と連携を強化し、消費者教育・啓発の取組をさらに推進してまいります。

(回答部局課名)
府民文化部 消費生活センター

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。